

改正

昭和59年 6 月29日 条例第24号

昭和60年 6 月28日 条例第15号

平成 6 年 9 月30日 条例第25号

平成 9 年 9 月26日 条例第17号

平成10年 6 月24日 条例第35号

平成11年 3 月25日 条例第10号

平成12年 3 月22日 条例第 2 号

平成13年 6 月22日 条例第17号

平成16年12月17日 条例第32号

平成17年 6 月24日 条例第25号

平成18年 9 月20日 条例第27号

平成18年12月15日 条例第36号

平成20年 6 月20日 条例第19号

平成22年 3 月17日 条例第 5 号

平成22年12月22日 条例第26号

平成26年 6 月27日 条例第13号

平成26年10月22日 条例第18号

平成30年12月25日 条例第31号

井原市子ども医療費給付条例

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもに係る医療費を支給する措置を講じ、もって子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、満18歳に達した日以後の最初の 3 月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「被保険者等」とは、国民健康保険法の規定による被保険者及び国民健康保険法以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。

（受給資格者）

第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する被保険者等である子どもとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の扶養親族の要件を満たす者に限る。

（医療費給付の範囲）

第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用のうち医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる費用（医療保険各法の規定による付加給付金又は他の法令等の規定による公費負担金がある場合は、その額を控除した額）の額とする。

（負担費用算定の特例）

第5条 前条に規定する被保険者等が負担することとなる費用の算定にあたって、医療保険各法の規定により受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。

(受給資格者証の交付)

第6条 この条例による医療費の給付を受けようとする受給資格者の保護者は、市長に申請し、規則に定めるところにより子ども医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の交付を受けなければならない。また、受給資格者証を亡失し、又は損傷し、再発行する場合又は更新する場合も規則に定めるところにより手続をするものとする。

(受給資格者証の提示)

第6条の2 この条例による医療費の給付を受けようとする受給資格者の保護者は、受給資格者が療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に対し、受給資格者証を提示しなければならない。

(医療費の給付方法)

第7条 医療費の給付は、原則として市長が医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合における医療費の給付は、受給資格者の保護者に支払うことにより行うものとする。

3 前項の給付に関する申請は、当該受給資格者が医療に関する給付を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給資格者が当該病気又は負傷に関し損害賠償を受けた場合は、当該賠償額の限度において給付の決定をした医療費の全額若しくは一部を給付せず、又は既に給付した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(届出の義務)

第8条の2 受給資格者の保護者は、受給資格者の氏名、住所その他の規則で定める事項について変更があったとき、受給資格者が受給資格を失ったとき又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(医療費の返還)

第9条 市長は、偽りその他の手段によりこの条例による医療費の給付を受けた者があるときは、その者から当該医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日以降の診療分から適用する。

(経過措置)

- 2 芳井町乳幼児医療費給付に関する条例（昭和48年芳井町条例第16号）及び美星町乳幼児医療費給付に関する条例（昭和48年美星町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和59年6月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳児医療費給付条例の規定は、昭和60年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則（平成6年9月30日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年12月1日以降の診療分から適用する。

附 則（平成9年9月26日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成10年6月24日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年3月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則（平成12年3月22日条例第2号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例

による。

附 則（平成13年 6 月22日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成13年10月 1 日以降の診療分から適用し、平成13年 9 月30日以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月17日条例第32号抄）

（施行期日）

- 第1条** この条例は、平成17年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月24日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成17年10月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成17年 9 月30日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月20日条例第27号抄）

（施行期日）

- 第1条** この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 第3条** 第2条の条例による改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成18年10月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成18年 9 月30日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月15日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成19年 4 月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成19年 3 月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 6 月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児等医療費給付条例、井原市ひとり親家庭等医療費給付条例、井原市老人医療費給付条例及び井原市中心身障害者医療費給付条例の規定は、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成22年 3 月17日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の井原市乳幼児等医療費給付条例の規定は、平成22年 4 月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成22年 3 月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月22日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の井原市子ども医療費給付条例の規定は、平成23年 4 月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成23年 3 月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 6 月27日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付方法については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月22日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市子ども医療費給付条例の規定は、平成26年10月 1 日から適用する。

附 則（平成30年12月25日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の井原市子ども医療費給付条例の規定は、平成31年 4 月 1 日以降に受けた診療分について

て適用し、平成31年3月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。